

# 香川県報



第 78 号

平成 15 年

10月3日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知 (みどり整備課) 一
- 保安林の指定の解除予定 ( ) " " ( )
- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 二
- 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 ( ) " " ( )
- 道路の区域変更 (二件) (道路保全課) 三
- 道路の位置指定 (建築課) 三
- 昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正 (審査課) 四
- 土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (二件) (都市計画課) 四
- 宅地建物取引業法の規定による聴聞の実施 (住宅課) 四
- 選挙管理委員会告示
  - 公職選挙法施行令の規定による老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームの指定

## 告 示

### ●香川県告示第五百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安

林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十五年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
木田郡牟礼町大字牟礼字八栗三四一五の二
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

### ●香川県告示第五百五十五号

次のとおり保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十五年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
木田郡牟礼町大字牟礼字八栗三四一五の二
- 二 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

### ●香川県告示第五百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	名 称	開 設 者	所 在 地
平成二五、九、一	せと耳鼻咽喉科医院	瀬戸 浩之	観音寺市観音寺町甲三三七五番地三
平成二五、九、一	医療法人社団 聖心会阪本病院	医療法人社団 聖心会	東かがわ市川東一〇三番地一
平成二五、九、一	医療法人社団	医療法人社団	坂出市駒止町一丁目四番三〇

平成一五、九、一	うちだ小児科 医院	うちだ小児科 医院	号
医療法人社団 ふくま内科ク リニック	医療法人社団 ふくま内科ク リニック	木田郡牟礼町牟礼二五六〇番 地一	

●香川県告示第五百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成一五、九、一	ファルマ調剤 薬局大野店	有限会社岡本 調剤薬局	香川郡香川町大野一三二六番 地一
平成一五、九、一一	ベル調剤薬局 健康館	有限会社中山 メディカル	丸亀市城東町三丁目一〇番八 号
平成一五、九、一	有限会社すま いる調剤薬局	有限会社すま いる調剤薬局	善通寺市大麻町二〇六五番地 四
平成一五、九、一	かりん薬局	有限会社かり ん	香川郡直島町二三一〇番地一 一六

●香川県告示第五百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	開設者	所 在 地
-------	-----	-----	-------

平成一五、三、三一	青野眼科医院	青野 平	丸亀市風袋町一五九番地一八
平成一五、七、二八	医療法人社団 大西内科医院	医療法人社団 大西内科医院	仲多度郡満濃町大字吉野下四 一六
平成一五、八、三一	瀬戸耳鼻咽喉 科医院	瀬戸 卓	観音寺市観音寺町甲三三九七
平成一五、八、三一	阪本病院	阪本 一樹	東かがわ市川東一〇三番地一
平成一五、八、三一	うちだ小児科 医院	内田 富美子	坂出市駒止町一丁目四番三〇 号
平成一五、八、三一	ふくま内科消 化器科クリニ ック	福岡 博基	木田郡牟礼町牟礼二五六〇番 地一
平成一五、八、一九	岡医院	岡 宏	小豆郡土庄町伊喜末二二六

●香川県告示第五百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十五年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成一五、八、三一	ファルマ調剤 薬局大野店	株式会社四国 ファルマ	香川郡香川町大野一三二六番 地一
平成一五、八、三一	かりん薬局	檜原 栄子	香川郡直島町二三一〇番地一 一六

●香川県告示第五百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十月三日から同月二十

四日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 財田満濃線（百九十七号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	前後別			
仲多度郡仲南町大字十郷字後山下 所一五四番八地先から 仲多度郡仲南町大字十郷字帆山直 垂六八九番地先まで	前	一〇・四	一七・四	一〇七	交通安全施設 工事による 歩行者道の 新設
	後	一二・六			
		五三・九		一〇七	

●香川県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年十月三日から同月二十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 塩江屋島西線（三十号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	前後別			
香川郡塩江町大字安原上東字北井 二四八一番二地先から	前	七・八	三三・四	二〇五	道路改修工 事に伴う現 道拡幅
	後	三三・四			

香川郡塩江町大字安原上東字北井  
二四八一番一五地先まで

後 一・四  
五四・二  
二〇五

●香川県告示第五百六十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 長土指道 第十八号
- 二 指定年月日 平成十五年九月十八日
- 三 指定道路の位置 さぬき市寒川町神前字寺尾三九七三―六及び同地先農道
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 八・〇メートル  
延長 四・七七メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所において閲覧に供する。

●香川県告示第五百六十三号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十五年十月四日から施行する。

平成十五年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 三 収納代理金融機関 2 収納代理金融機関の名称並びに店舗の名称及び位置の表高松信用金庫の項中 「今橋支店」 「高松市」 及び 「香西

支店」 「高松市」 を削る。

公 告

●香川県告示第五百七十六号

(第九〇七〇号)

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、三豊郡山本町土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(農道整備事業 白谷地区))を行うことについて平成十五年九月十七日適当と決定した。

その関係書類を山本町産業振興課において平成十五年十月十日から同月三十日まで縦覧に供する。

平成十五年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
坂出市林田町字馬場南三二五九―二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
綾歌郡宇多津町浜一番丁六番地七(メゾン・ド・グランC―二〇三)

橋 俊彰

●香川県公告第五百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
坂出市加茂町甲字松縁三八〇―七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
坂出市府中町六〇七六番地七

曾根 陽二  
曾根 恭子

●香川県公告第五百七十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成十五年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 聴聞期日

平成十五年十月二十三日(木曜日) 午前十時

二 聴聞場所

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県庁北館三階第一会議室

三 被聴聞者

1 商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
四国設計コンサルタント株式会社

笹川 重幸

高松市中央町一四番一〇―二一〇号

2 免許証番号

香川県知事(八)第二二四七号

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第九十五号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第三項第二号の規定により、老人ホームの長が不在者投票管理者となるべき老人ホームとして次のとおり指定した。

平成十五年十月三日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

特別養護老人ホーム謹之丞  
の丘

三豊郡財田町財田上二一二二  
| 一

平成十五年九月二十五日

平成十五年十月三日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています